

京都市告示第 311 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 12 月 27 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
吉祥院西緯13号線	南区吉祥院這登中町12番地地先から 同町20番地地先まで	旧	メートル 28.30	メートル 5.95
		新	28.30	6.00
桂緯49号線	西京区桂芝ノ下町4番地の1地先内	旧	27.40	0.80 ~ 0.85
		新	27.40	2.37 ~ 5.09
松尾山田経55号線	西京区山田平尾町40番地の1地先から 同町43番地の2地先まで	旧	73.00	2.70 ~ 6.80
		新	73.00	6.00 ~ 6.66
松尾山田緯39号線	西京区山田箱塚町11番地の1地先から 同区山田平尾町40番地の1地先まで	旧	36.70	3.20 ~ 4.40
		新	36.70	6.00 ~ 6.07

(建設局道路部道路明示課)